

返還する必要のない給付金です。
就学支援金と一緒に利用できます。

「奨学のための給付金」申請を希望する方へ

【令和6年(2024年)度北海道公立高校生等奨学給付金申請のご案内】

1. 支給を受けるための要件（支給対象となる世帯）

令和6年(2024年)7月1日（基準日）に次の要件を全て満たしていること。

- ① 生徒が平成26年4月1日以降の入学者であり、基準日（令和6年(2024年)7月1日）に在学していること。
- ② 保護者（親権者）等が北海道内に住所を有していること。
※ 単身赴任等で保護者等の一方が他の都府県に在住しているとき、世帯の生活の本拠地が道内である場合は、北海道に申請ができます。
- ③ 「生活保護受給世帯」又は保護者（親権者）等全員の令和6年度(2024年度)分「道府県民税及び市町村民税」の「所得割額」が「非課税」であること。

※ 保護者等の失職等により収入が激減し家計が急変した世帯で、保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当する場合は、家計急変のリーフレットをご覧ください。

【注意】 次のいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。

- 1 生徒が高等学校等就学支援金（授業料の補助）の支給対象とならない場合。
- 2 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合。
- 3 海外赴任していた等により、保護者等全員の課税証明書が提出できない場合。
- 4 北海道が実施する「高等学校定時制課程教科書給与事業及び通信制課程教科書学習書給与事業」又は「北海道アイヌ子弟進学奨励補助制度」による給付金の給付を受けている場合。
- 5 生徒が今年度全ての期間を休学する予定である場合。

2. 支給額（対象生徒一人当たりの年額）

世帯区分 課 程	生活保護受給世帯	道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税の世帯	
		扶養されている第1子の高校生等がいる世帯	15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる第2子以降の高校生等がいる世帯
全日制・定時制	32,300円	122,100円	143,700円
通信制	(生業扶助受給世帯)	50,500円	
専攻科		50,500円	

・兄弟姉妹は、申請者（親権者）に扶養されていることが必要であり、申請者以外の者に扶養されている場合は、該当しません。

3. 申請希望の方の申し出期限及び連絡先

申請を希望する場合は、状況を確認したうえで関係書類をお渡ししますので、次により保護者の方が電話連絡により申し出てください。

申し出期限 : 令和6年(2024年)7月22日(月)
連絡先 : 大麻高校 事務室 給付金担当 山本
電話 011-387-1661 (8:30 から 16:30 まで)